

審議会答申（素案）への専門委員意見等について（第4回専門委員会後修正）

No	意見等	対応・回答
1-1	<p>【2 地域指定の範囲】（下井委員）</p> <p>（４）「山林、原野、農用地等」、「のない地域」を削除し、「当該自治体の長の意見を踏まえ」、「環境」、「がないと認められる地域」という文言を加える。</p> <p>⇒「都市計画法の用途地域が定められていない地域で、当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道騒音から通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域」</p>	<p>2の（４）は、国が示す事務処理基準である「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年1月5日環大企第2号）の別添「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」の「1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、山林、原野、農用地等は、地域類型の当てはめを行わないものとする。」とあり、この表現を採用させていただきます。</p> <p>「当該自治体の長の意見を踏まえ」という文言については、「5 付帯意見」（1）の内容と重なりますので、省略させていただきたく思います。実際地域類型の当てはめを行う際には、これらの言葉の定義や扱い方について、関係機関や関係市町村の御意見を賜りながら住民生活の保全が図られるよう、指定をさせていただきます。</p>
1-2	<p>【再】【2 地域指定の範囲】（下井委員）</p> <p>（４）「山林、原野、農用地等」、「のない地域」を削除し、「当該自治体の長の意見を踏まえ」、「環境」、「がないと認められる地域」という文言を加える。</p> <p>⇒「都市計画法の用途地域が定められていない地域で、当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道騒音から通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域」</p> <p>（提案理由）</p> <p>原文のままでは「山林、原野、農用地等」がストレートに「保全する必要のない地域」と読める。</p> <p>修正案の後段に出てくる「一体的に捉え」とも矛盾が生じる。</p>	<p>「山林、原野、農用地等」の表現は事務処理基準等から引用しておりますが、この部分が無いと地域の定義付けが分かりづらくなるため、このままとさせていただきたいと考えます。なお、住居があれば必ず類型を当てはめることを明確にするため、「住居が存在しない山林、原野、農用地等」に変更させていただきたいと考えます。</p> <p>「当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道騒音から通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域」の部分については、委員の提案理由を踏まえ、反映させていただきます。</p>
2	<p>【2 地域指定の範囲】（武田委員）</p> <p>（４）「～新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要のない地域」の「新幹線」を「リニア中央新幹線」に修正する。</p>	<p>前項に挙げさせていただいている処理基準の表現に則り、「新幹線鉄道騒音」と表現させていただきました。ここでは、リニア中央新幹線に限らず、「新幹線の走行により起こる騒音」という一般的な意味を指します。</p>

No	意見等	対応・回答
3	<p>【5 付帯意見】(下井委員) (1) 次のように修正する。 ⇒「本諮問における用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定されたい。」</p>	<p>概ね御意見のとおり、修正させていただきます。(ただし、「本諮問における」は省略させていただきます。) 語尾を「～すること。」に統一させていただきます。</p>
4	<p>【5 付帯意見】(武田委員) (1) 「～関係機関及び関係市町村からの意見を十分配慮して適切に指定されたい」の「適切に」を削除し、「地域全体を一律に見て」という文言を加える。</p>	<p>前項の下井委員からのご意見と同じ趣旨であると判断いたしましたので、上記のと通りの修正とさせていただきます。</p>
5	<p>【5 付帯意見】(下井委員) (2) 次のように修正する。 ⇒「リニア中央新幹線の建設及び走行に由来する騒音以外の環境影響(低周波音・振動など)について、沿線住民の生活環境が損なわれないよう、県は事業者に対し、適切な指導監督を行われたい。」</p>	<p>県は事業者に対して指導監督を行う立場にはございませんが、既設の北陸新幹線においては事業者に対して適切な対策が行われるよう要請しています。 よって、「適切な指導監督を行われたい」という表現は「必要な要請を行うこと。」という表現に変えさせていただきます。 また、答申の内容は全て県に向けて示されるものですので、「県は」という文言は省略させていただきます。</p>
6	<p>【5 付帯意見】(内田委員長) 付帯意見として、「(3) リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに対応できるように配慮されたい。」を追加する。</p>	<p>概ね御意見のとおり、追加させていただきます。(ただし、「対応できるように」の「に」を削除させていただきます。) 語尾を「～すること。」に統一させていただきます。</p>
7	<p>【全体】(武田委員) リニア中央新幹線鉄道の「鉄道」に違和感がある。</p>	<p>鉄のレールの上を走る「新幹線鉄道」と区別する形で、リニア中央新幹線の施設自体を指す場合は「リニア中央新幹線」と表記を改めさせていただきます。 ただし、騒音の評価にあたっては新幹線鉄道の評価方針を準用していることから、リニアの走行によって生じる騒音については「リニア中央新幹線鉄道騒音」と表記を整理いたしました。</p>
8	<p>【その他】 題名を「リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について」に修正。 (理由) 長野県環境審議会に諮問した際の議題との整合を図るため。</p>	<p>修正しました。</p>

【参考】

リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(素案)

高速交通網の整備が期待されるなかで、リニア中央新幹線は本県の発展に重要な役割をこなうものであるが、列車の走行に伴って発生する騒音等の防止には万全を期することが必要である。

昭和 50 年 7 月 29 日には環境庁告示により「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定され、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策等を推進する際の目標が示された。このため、リニア中央新幹線の建設により、信州のすぐれた自然及び生活環境が損なわれることのないように通過予定ルート沿線の地形、土地利用状況等について、調査・審議を重ねると共に、既に開業している新幹線沿線の状況調査等を参考にし、リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定のあり方について意見をとりまとめたので、県においては、速やかに下記の方針により地域類型指定を行われたい。

記

1 趣 旨

環境基本法第 16 条第 1 項（平成 5 年法律第 91 号）の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）の類型の当てはめは、環境基本法第 16 条第 2 項（平成 5 年法律第 91 号）、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）により当該地域が属する区域を管轄する知事に委任されている。

本地域指定は、このことに基づきリニア中央新幹線沿線区域の該当地域を指定しようとするものである。

2 地域指定の範囲

リニア中央新幹線の本線の線路の中心線（軌道中心線から等距離にある線をいう。）から両側それぞれ 400 メートルの範囲とする。

ただし、次に掲げる地域については指定を行わないものとする。

- (1) 都市計画法の用途地域のうち工業専用地域
- (2) トンネル区域（トンネルの出入口からトンネル中央部方向に 200 メートルの区間は除く。）の沿線地域
- (3) 河川区域
- (4) 都市計画法の用途地域が定められていない地域で、住居の存在しない山林、原野、農用地等、当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道騒音から通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域

3 地域類型の当てはめ

- (1) 都市計画法の用途地域の定めのある地域

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域を類型Ⅰに当てはめ、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を類型Ⅱに当てはめるものとする。

(2) 都市計画法の用途地域の定めのない地域

主として住居の用に供されている地域を類型Ⅰに当てはめ、その他の地域については類型Ⅱに当てはめるものとする。

4 地域指定の見直し

開業時に沿線の土地利用状況を調査して大幅な変更がある場合は地域指定の見直しを行い、以後の見直しは、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行い、土地利用計画上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うものとする。

5 付帯意見

- (1) 用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定すること。
- (2) リニア中央新幹線の建設及び走行に由来する騒音以外の環境影響（低周波音・振動など）について、沿線住民の生活環境が損なわれないよう事業者に対し、必要な要請を行うこと。
- (3) リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに対応できるよう配慮すること。